

第四回水産流通適正化制度検討会議

(議事要旨)

- 日 時：令和3年8月19日(水) 15時30分～17時05分
- 場 所：農林水産省第2特別会議室
- 出席委員：別紙の名簿のとおり
- 当 方：渡邊漁政部長、五十嵐加工流通課長、櫻井栽培養殖課長
- 議 題：水産流通適正化制度のとりまとめについて

- 水産庁から「水産流通適正化制度のとりまとめ」について説明。
- 委員からの主な意見は以下のとおり。

<特定第一種水産動植物の対象魚種について>

- 国と都道府県の役割分担について、届出の受理や、立入検査等の一部を都道府県が行うことになっていると伺っているが、今後、具体的に都道府県が行うべき業務について、改めて説明を行った上で、都道府県の意見を聞いて策定を進めて欲しい。
- シラスウナギを特定第一種水産動植物に指定することについて歓迎している。流通実態が複雑なシラスウナギを指定できたことは、非常に大きな決断であり、IUU 漁業根絶に向けた大きな一歩だと思っている。今後、関係国と調整がついた後には、シラスウナギを特定第二種水産動植物への指定を、また制度が円滑に運用できる目処がたった後には、成鰻の指定についても検討していただきたい。

<特定第二種水産動植物の対象魚種について>

- 特定第二種水産動植物にサバ、マイワシが追加されたが、マサバ、ゴマサバ、大西洋サバもHSコード上は区別が存在しない。したがって、HSコードで指定した場合には、大西洋サバが含まれることになるため、「我が国周辺海域にて地域漁業管理機関(RMFO)等による資源管理措置が行われている」という指標と矛盾することになるのではないか。
- また、実務管理上の問題になるが、特定第二種水産動植物については、輸入時に原産地証明書の確認を行うことになるため、大西洋サバが含まれることになった場合、イカと同様、輸入量も相当量あるため、事務負担が大きくなることを懸念している。
さらに、サバに関しては、輸入サバだけではなく、国産サバの委託加工の取扱に関する問題もあり、現時点でも2号承認において、非常に煩雑な手続を求められているのが現実

であり、運用に関しては、御配慮頂きたい。

- 追加された指標は、良いと思う。委託加工の取扱については、外国政府による証明書発行が困難な場合があるので御配慮いただきたい。2号承認を求められることになると、非常に煩雑な手続を要求されることになるため、特定第二種水産動植物に指定される魚種については、2号承認の対象品目から外して欲しい。

また、ロードマップの考え方自体は良いと考えているが、特定第二種水産動植物の具体的な運用は、外国政府との調整になるとのことだが、相手国政府との調整が整わない等の懸念も存在するところ、一律のスタートは可能なのか。

- 第3回検討会議の場において、特定第二種水産動植物の指定基準として、我が国の漁業、漁業者が多大な影響を及ぼすおそれがあるものという要素を入れるよう発言したが、指標の中にその考え方をに入れて頂いたことに感謝。

漁業者団体としてはIUU漁業の撲滅を通じて、魚価向上を目指していきたいと考えている。

本日も、船員への人権侵害のおそれがある多数の中国漁船によって漁獲されたマグロが、我が国に流入している可能性があるとの報道があった。こういった例についても、しっかり対応して頂きたい。

- サバ、マイワシを追加することについて歓迎している。IUU漁業の対象のロンダリングを回避するという点からも、大西洋サバも対象に含める、ということは大切であると考えている。輸入業者の方々に負担が生じてしまうことについては、重々理解しているが、制度の最初の段階でしっかり措置することが重要だと考えている。

ロードマップ案については、第一種、第二種を含めて書いていると思うが、今後の対象魚種見直しのスケジュール等が明記されたことについて、歓迎している。

- サバ、マイワシなど特定第二種水産動植物の対象魚種を増やしていただいたことに感謝。マグロは、外為法で規制しており、水産流通適正化法で議論することは難しいかもしれないが、外から見れば、どちらも同じ水産庁の仕事。実態把握を進め、引き続きしっかり検討して欲しい。

また、制度の開始にあたっては実行可能性が重要であり、スモールスタートとならざるをえないことについても、十分理解している。他方で、世界の期待も大きい本制度において、今後の魚種拡大に向けたロードマップが示されたことは、非常に有効であると認識している。

- ロードマップについては、良いと思う。制度の周知方法や支援について、方向性を示し

ながら、しっかり対応いただきたい。

- 漁獲番号については、この桁数で問題はないのだろうと思っているが、現場での確に運用するとしたらシステムの改修が必要であるし、改修が終わるまで手書きで対応するというのは現実的ではない。資料 30 ページにもあるシステムの導入を前提としてほしい。
- 漁獲番号の伝達は、電算システムの力を借りなければ難しい。導入にあたっては、漁協や生産者が経費的に負担増とならないようにしてほしい。
- 今、菊池委員から発言があったとおり、全国の浜からも、電子システムの導入にあたっては漁協や産地市場の経費の負担増とならないようにしてほしい旨の要望が上がっている。
- 我々、仲卸業者は卸売業者から仕入れた生鮮食料品等を仕分け又は調製して飲食店や小売業者等に販売するとき、同じサイズや重さなど顧客の多様なニーズに的確に応えるため、予め数日かけて買い付けることがある。このため、多くの漁獲番号等の伝達を受けると共に、出荷時における番号伝達の実現可能性に大きな課題を抱えていたが、御庁の担当官等による豊洲市場への現地視察並びに関係者との意見交換に加え、改正卸売市場法の施行により、各市場の実情に合わせた業務規程に基づき市場業務運営が行われていることを踏まえ、他の中央卸売市場への訪問を通じて、各市場の取引に齟齬が生じないように、16 桁の荷口番号に置き換えて機能するか説明をいただいたことに感謝する。中央卸売市場では、卸売市場法により密漁品が流通しない仕組みが既に構築されている中、新たな取組として、より実効性を確保するための制度の趣旨について、一定の理解は得られたと思う。ただし、市場外流通の増大により、特にアワビに関しては、安価で取引される事例が散見されるため、市場を介さないで直接取引される飲食店や小売業者等に対して罰則を適用しないと制度自体が不完全なものになってしまうことから、整備を強く求める。なお、電子化導入の是非については、16 桁の番号を管理することへの影響を考慮するほか、新型コロナウイルス感染拡大により、仲卸業者の経営が極めて厳しい状況に置かれていることから、慎重に検討頂くと共に仲卸業者の負担にならないよう全額、国の予算で賄って頂かない限り、全国の仲卸業者からは理解が得られない。
- IT 業界の観点から言うと、資料 32 ページの漁業者から最終地点まで漁獲番号をシステムで伝達する状態にもっていくというのは、かなりタイトなスケジュールになると思う。システム設計においては、桁数とその中の数字の意味を確定させるというのが非常に重要で、この第 4 回をもってほぼ確定となることが大切。これが 3 か月延びると致命的になるというのが、我々 IT 業界の思うところ。

- 流通面から IUU をいかに根絶するかという話だと思うが、現場からすれば、むしろその根本にある密漁をいかに取り締まるかという話。例えば大和堆の中国密漁船をどう規制するか、その方向性を示し、その上で流通面においても、という流れで説明するのであれば現場としては納得感があると思うので、よろしくお願ひしたい。
- 山口県に入って密漁しているのは他県の漁業者、漁業組合員である。その漁業者が獲ったものは見かけ上、適法化される可能性がある。ロードマップの「IUU漁業の抑制・根絶を推進」というのを考えると、届出を行い、番号があればOKというのでは、片手落ちなのではないか。入ってくる重量と出ていく重量をしっかりと追いかけていくことが必要であり、日々の流通を誰かが把握できる仕組みとしてほしい。また、生産者から直接消費者に販売する対応についても示してほしい。
- EU、米国が似たような制度を運用しているので、両国の知見を踏まえながら連携し、ぜひとも IUU 漁業を根絶して欲しい。
- 水産庁には、現場の漁業者、第一次買受人、各浜での事業者への丁寧な説明をお願いしたい。
- 欧米に続いてというのは、非常に先進的な取組み。米国、EU もまだ発展途上で、日本が先進事例となれる取組であり、必要な協力・サポートをしていきたい。ぜひ、他国の模範となるような制度として頂きたい。
- 正規の流通ルートを作るという発想は理解できるが、正規の届出番号を持っている人に IUU 漁業者が密漁品を売って、その人が「自分が獲ったものだ」と主張する可能性がある。現場の意見をしっかりと聞いて様子を見ていく必要がある。

(以上)